

令和7年度 京都市

市民税非課税世帯の方へ
(※生活保護受給世帯を除く。)

高校進学・修学支援金支給事業 〈入学支度金申込用〉

京都市では、市民税が課税されていない世帯（免除含む。生活保護受給世帯を除く。）の新高校1年生等に対し、高等学校等での修学を支援することを目的として、入学支度金を支給しています。（生活保護を受給されている方は申請様式が異なりますので、生活保護受給世帯の方向けのリーフレットをご覧ください。）

2月の申請日時点で進学先の高等学校等が確定しており、必要書類を提出していただいた方は、3月末に前倒しして入学支度金の支給を受けることができます。前倒し支給の詳細については、別紙をご覧ください。

※3月以降の申請については、前倒し支給の希望ができませんので、ご注意ください。

【申請受付期間】

令和7年

令和7年

2月1日（土）～ 6月30日（月）※ 当日消印有効

※ 前倒し支給を希望する方は、令和7年2月中に申請してください。

※ 窓口での受付については、休日（土日祝）は行っていませんのでご注意ください。

※ 上記の申請受付期間内に申請書を提出いただけない場合（申請内容や添付書類に不備がある場合を含む）、一切支給することができませんので、余裕をもってお早めに申請してください。

※ 不着等の郵便事故については、京都市は一切の責任を負いません。

この事業は、府市協調のもと、京都府の高校生給付型奨学金制度を取り入れた事業として実施しています

母子家庭など京都府制度の適用対象世帯には、入学支度金の全額を京都府からの補助金を受けて支給します。

そのほかの京都府制度の適用対象外となる世帯には、京都市から全額を支給します。

〈 お問い合わせ先・申請先 〉

京都市子ども家庭支援課分室(奨学金担当)

電話:(075)251-1123

〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 566-1

井門明治安田生命ビル 3階（烏丸御池交差点南西角）

FAX (075) 251-1132 (FAXによる申請はできません)

※令和7年6月に分室の住所、電話番号等の変更を予定しています。詳細は分室ホームページをご確認ください。
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000117268.html>)

対象となる方について

以下の項目のすべてに該当する世帯の高校生等で、新1年生の方

(1) 扶養者が申請日時時点で京都市の区域内に居住していること。

(2月、3月に申請された方は令和7年4月1日時点)

(2) 世帯員全員が、市民税非課税(免除含む。)であること。

※ 5月31日までの申請受付は、令和6年度の市民税が非課税か、6月1日から6月30日(最終締切)までの申請受付は、令和7年度の市民税が非課税かで判定します。

※ 同居の方(住民票が別世帯となっている方も含む)及び別居の方(単身赴任等で別居されている方で対象となる高校生の生計費を負担されている方等)についても市民税が非課税であることが要件となります。

(3) 学校教育法に規定されている下記の高等学校等に修学している(修学予定である)こと。

- 高等学校
- 中等教育学校の後期課程
- 特別支援学校の高等部(専攻科を除く。)※
- 学校法人が設置した専ら外国人を対象とする学校の高等学校相当課程
- 高等専門学校の第1学年
- 専修学校の高等課程

※ 入学支度金と特別支援教育就学奨励費の新入学児童生徒学用品・通学用品購入費は併給できません。入学支度金の支給を受けた際は、その旨を特別支援学校へお伝えください。

(4) 過去にこの入学支度金の支給を受けていないこと。

支給金額について

国公立	全日制・定時制	63,000円
私立	全日制	178,000円
	定時制	137,000円
通信制	国公立・私立問わず	45,000円
専修学校	国公立・私立・全日制・定時制問わず	45,000円

※ 入学支度金については新1年生の入学時のみで、一人1回限りの支給となります。

※ 同種の奨学金を受給することができる方は、入学支度金の支給金額の一部又は全額が支給されない場合があります。

※ 高等学校等の昼間定時制課程については、全日制として取り扱います。

支給日について

申請月	支給予定日
2月中の申請(前倒し支給の方)	令和7年3月31日(月)
2月中の申請(前倒し支給ではない方)	令和7年4月14日(月)
3月以降の申請	申請受付月の翌月末日

※ 審査のうえ、申請書に記入いただいた口座にお振込します。支給予定日までに支給の可否を郵送で通知いたします。

※ 申請内容や添付書類に不備がある場合や修正申告等により課税状況の確認に時間を要する場合は、支給が遅れることや支給できない場合があります。あらかじめご了承ください。

※ 申請日時点の状況(2~3月に申請された方は、令和7年4月1日時点の状況)で審査します。

入学支度金の申請手続について

入学支度金の支給を受けるには、申請手続が必要です。申請受付期間内に子ども家庭支援課分室まで申請してください。同分室では、郵便による申請も受け付けております。

※ 子ども家庭支援課分室、各区役所・支所子どもはぐくみ室、右京区役所京北出張所保健福祉第一担当、伏見区役所神川出張所への持参による申請も可能です（土日祝除く。）。

《提出していただくもの》 ※3ページの注意事項も必ずお読みください。

○ 京都市高校進学・修学支援金支給申請書（市民税非課税世帯用）

入学支度金の対象要件となる世帯員の課税状況等の確認に必要となりますので、申請書の同意欄に世帯員全員（住民票が別であるが同居している方、単身赴任等で別居しているが高校生の生計費を負担されている方も含む。）の記名をお願いします。

○ 在学証明書（原本）

入学前（2～3月）申請の方は、給付決定通知書に記載している期限までに提出してください。

なお、申請された学校と違う区分の学校に入学された場合や期限までに在学証明書の提出がない場合は、入学支度金の支給決定を取り消し、既に支給した入学支度金の返還を求めます。

申請書に記載した学校と実際の進学先が異なる場合は、子ども家庭支援課分室までお知らせください。

○ 振込口座のわかるもの（通帳又はキャッシュカードの写し）

○ そのほかの添付書類（必要な方のみ）

- ・ 障害者手帳の写し（障害者世帯に該当する方のみ）
- ・ 医師の診断書等（長期療養者世帯に該当する方のみ、写し可）

（前倒し支給を希望される方は、上記のほか、次の書類も必要となります。）

① 進学先の高等学校等がわかる書類の写し（合格通知書等）

② 入学金を納入したことがわかる書類の写し（領収書や振込明細書等）※私立進学者のみ

※「京都市高校修学支援奨学金給付要綱第6条第1項に係る調査」に同意いただけない場合、または本市で課税状況が把握できない場合、住民票や課税証明書等の提出が必要です。

申請受付期間について

令和7年2月1日(土)～令和7年6月30日(月) ※当日消印有効

※ 前倒し支給を希望する方は、令和7年2月中に申請してください。

※ 窓口での受付については、休日（土日祝）は行っていませんのでご注意ください。

※ 上記の申請受付期間内に申請書を提出いただけない場合（申請内容や添付書類に不備がある場合を含む）、一切支給することができませんので、余裕をもってお早めに申請してください。

※ 不着等の郵便事故については、京都市は一切の責任を負いません。

提出書類についての注意事項【必ずお読みください！】

チェック



京都市高校進学・修学支援金支給申請書

- ・ 記入例を参考に、丁寧に記載してください。
- ・ 入学支度金の対象要件となる世帯員の課税状況等の確認に必要となりますので、申請書の同意欄に世帯員全員（住民票が別であるが同居している方、単身赴任等で別居しているが高校生の生計費を負担されている方も含む。）の記名をお願いします。

チェック



在学証明書(原本)

令和7年4月1日以降に発行されたもの（4月1日以降に申請する場合は申請日の3か月前以内に発行されたもの）を提出してください。入学前の2～3月に申請する方は、入学後、給付決定通知書に記載されている期限までに提出してください。

なお、申請された学校と違う区分の学校に入学された場合や期限までに在学証明書の提出がない場合は、入学支度金の支給決定を取り消し、既に支給した入学支度金の返還を求めます。申請書に記載した学校と実際の進学先が異なる場合は、子ども家庭支援課分室までお知らせください。

チェック



振込口座のわかるもの（通帳又はキャッシュカードの写し）

チェック



市民税課税証明書（発行より3か月以内のもの）

申請書の同意欄で、調査に同意いただけない方は添付が必要となります。令和6年1月2日以降（申請月が6月以降の方は令和7年1月2日以降）に京都市に転入した方は、同意の有無に関わらず、添付が必要です。申請月によって、必要となる年度が違いますので、ご注意ください。

○ 令和7年2月1日～同年5月31日の申請 ⇒ 『令和6年度』の市民税課税証明書

○ 令和7年6月1日～同年6月30日の申請 ⇒ 『令和7年度』の市民税課税証明書

※ 令和6年度の市民税課税証明書とは、令和5年1月1日から同年12月31日までの1年間の所得に対する住民税の課税状況の証明書類です。区役所・支所の市民窓口課、出張所、又は証明書発行コーナーで申請するか（一通あたり手数料350円）、コンビニ交付（一通あたり手数料250円）により取得してください。ただし、令和6年1月2日以降に京都市に転入した方は、転入前の自治体で交付を受けてください。

※ いずれかの世帯員の課税証明書に、他の世帯員が被扶養者として記載されていることが確認できる場合は、当該被扶養者の課税証明書は不要です。また、同一の世帯で複数の方（兄弟姉妹等）が申請する場合、原本が一部あれば、他の申請者の課税証明書はコピーでも構いません。

チェック



その他の添付書類

- (1) 障害者手帳の写し…障害者世帯に該当する方は添付が必要です。
- (2) 医師の診断書等（写し可）…長期療養者世帯に該当する方は添付が必要です。
 - ※ 氏名、障害の等級、病状などがわかる面をコピーして添付してください。
 - ※ 障害者世帯、長期療養者世帯等の世帯区分については、記入例の裏面を参考にしてください。
- (3) 必要に応じて、上記以外の書類（戸籍謄本の写し等）の提出を求めることがあります。

【2月に申請される方で、『前倒し支給を希望される方』は以下も必要となります。】

チェック



進学先の高等学校等がわかる書類の写し（合格通知書等）

チェック



入学金を納入したことがわかる書類の写し（領収書や振込明細書等）

封筒に入れる前にリーフレット等をもう一度ご覧ください。

書類に不備がありませんよう、^{チェック} □ 欄をご活用いただき、ご確認をお願いします！

◎その他、手続や制度についての詳細は、京都市子ども家庭支援課分室までお問い合わせください。

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
令和7年1月発行 京都市印刷物 第064760号